

第24回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成28年9月14日（水）

午前11時

場所 第2委員会室

調査事項

1 中間報告（議員定数）について

2 その他

議会のあり方調査特別委員会

中間報告書（第4回）

平成28年9月

1 委員会の概要

(1) 名 称 議会のあり方調査特別委員会

(2) 委員定数 7人

(3) 委 員

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

(4) 目 的

本委員会は、二元代表制の一翼として、議会が有する監視機能及び政策立案機能を最大限に発揮するために議会がどうあるべきかを調査するため、平成26年3月に設置された。

(5) 検討経過

平成25年9月議会における議会機能向上特別委員会の最終報告の中で、議会機能向上のため、今後更に検討する必要があるとされた項目を中心にこれまで24回の議論を重ねてきた。

2 議員定数について

(1) 現在の議員定数

現在の本市議会の議員定数は、「25人が理想であるが、条例定数は24人のままとするも、当分の間22人とする」というものである。

これは、前任期の議会において、本市議会の機能向上のための方策を検討するため、平成25年3月に設置された議会機能向上特別委員会で検討された結果、決定されたもので、その理由は、次のとおりである。

議員定数を検討するに当たって

- 常任委員会数は三つ
- 委員数は6人から8人まで
- 議長は常任委員会に所属しない

以上を基本とすることを決め、それにより導き出された「定数 25 人、22 人、19 人」を基準に協議した。

その結果、まず、民意を反映させるため、かつ議会機能向上のためには議員定数は 25 人が理想であるとの意見で一致した。

さらに協議を重ねた結果、「意見の違いはあるものの、一定の結論を出すべきであり、まとめることのできる数字は 22 人である」との意見でおおむね一致し、現在の条例が制定された。

(2) 本特別委員会における議員定数の検討

現在の条例に基づく定数は、「当分の間」という時限的なものであるため、現任期の議会において、議会のあり方調査特別委員会を設置し、引き続き検討することにした。

(3) 検討結果

本特別委員会では、議会機能向上特別委員会最終報告を基本にしつつ、現在の議会運営の状況を踏まえ、本市の適正な議員定数について検討した。

その結果、

- 常任委員会の数は三つ
- 十分な審査に必要な委員数は 7 人か 8 人
- 議長は中立的な立場であるため、常任委員会に所属しない

という考え方で一致した。

さらに具体的な議員定数について「委員数 7 人の 22 人」とするか「委員数 8 人の 25 人」とするか協議を進めた結果、議会機能の向上のためには「委員数 8 人の 25 人」が理想ではあるが、現状においては、現定数、本市の人口規模などを勘案し、「委員数 7 人の 22 人」が適当であるとの結論に至った。

(4) 条例改正

次の一般選挙から議員定数を 22 人とする条例改正案を委員会提出議案として提出することとした。

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

提出者 議会のあり方調査特別委員長 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会議員定数条例（平成25年山陽小野田市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

前文を削る。

本則中「24人」を「22人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

山陽小野田市議会議員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、<u>22 人</u>とする。</p>	<p>前文</p> <p><u>本市議会では、議員定数について平成 24 年 4 月から約 1 年間、適正な議員定数を検討する議員協議会で検討した結果、25 人、22 人、19 人が適当であるとの結論が出た。</u></p> <p><u>その後、議会機能向上特別委員会において、平成 25 年 3 月から 6 箇月間、議員協議会の検討結果を踏まえた上で、本市の議員定数について協議した結果、「本市の議会機能をさらに向上させるためには、25 人が理想である。しかしながら、本則で定める定数は 24 人のままとするも、財政状況等本市のおかれている状況を鑑み、現状においては 22 人とする」との結論に至った。</u></p> <p><u>したがって、この結論に基づき、本条例を制定するものである。</u></p> <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、<u>24 人</u>とする。</p>